

附則

（実施期日）

この約款は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この料金表は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 2 月 9 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 12 月 13 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 3 月 6 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 4 月 24 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

附則（平成 15 年 9 月 30 日 契約約款・料金変更届出）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

附則（平成 15 年 11 月 1 日 料金変更追記）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 2 月 24 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 4 月 23 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 9 月 29 日から実施します。

附則（平成 17 年 9 月 1 日 料金変更）

（実施期日）

この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 5 月 10 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 9 月 25 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は平成 21 年 4 月 27 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

8M コース	24M コース
30M コース	40M コース

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 26 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 10 月 22 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 12 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 2 月 18 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

本改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約【地デジ・BS パック (1 年契約)】	第 1 種定期契約【J : COM TV My s t y l e (1 年契約)】
-------------------------------	---

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 2 種定期契約【地デジ・BS パック (2 年契約)】	第 2 種定期契約【J : COM TV My s t y l e (2 年契約)】
-------------------------------	---

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 2 月 10 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 2 月 15 日から実施します。

（経過措置）

この「大学生協 NET 学割 4 年キャンペーン」は本改正規定実施の日から、平成 24 年 4 月 15 日までに、本約款の 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 24 年 4 月 30 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して 48 ヶ月間は月額料金額について、2,881 円（税込 3,111 円）を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす加入者に限り適用します。

当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの

当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの

(2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの

(3) 当社に登録されていない大学の生徒

(4) 当社が定める、契約者グループを設定して提供するサービスの提供を受けているもの

(5) インターネット接続サービスの設置先が共同住宅および集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパ

ート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの以外の世帯

4 当社は、本キャンペーンの適用から 2 年間に途中で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部若しくは全部を解約した場合に本キャンペーンの解除料 13,333 円（税込 14,399 円）を請求します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

第 24 条（利用の制限）第 5 項に定める規定は、平成 24 年 4 月 16 日以降準備出来次第実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

本改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

本改正規定より前に実施されている附則においては、「無線ホーム LAN」は、「J:COM ホーム Wi-Fi」と読み替えるものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この「J:COM 学割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 3,619 円（税込 3,908 円）とします。

- 2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。
- (1) 平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
 - (2) 当社が定める集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
 - (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
 - (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所が J:COM In My Room 対応物件になる場合は J:COM In My Room 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。
 - (3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
 - (4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
- 4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。
- 5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
 - (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネット対応物件となる場合
- 6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。
- （実施期日）
- この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。
- （実施期日）
- この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。
- （実施期日）
- この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。
- （実施時期）
- この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
- （経過措置）

第 1 条（適用）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 25 年 5 月 6 日までに本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象サービス	減額料金	適用期間
本約款の第 3 種定期契約	952 円	12 ヶ月
本約款の第 4 種定期契約	(税込 1,028 円)	

本約款の第 5 種定期契約		
本約款の第 6 種定期契約	952 円 (税込 1,028 円)	6 ヶ月
本約款の第 9 種定期契約		
プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約	952 円 (税込 1,028 円)	3 ヶ月
J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約		
プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952 円 (税込 1,028 円)	6 ヶ月
J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
本約款の第 11 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース	952 円 (税込 1,028 円)	9 ヶ月
本約款の第 12 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース		

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みであること
- (4) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。
(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置 1）

この「J:COM 学割キャンペーン NET コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 3,619 円（税込 3,908 円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置 2）

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわ

らず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 3,619 円（税込 3,908 円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 3 種定期契約もしくは第 4 種定期契約（お得プラン）または、第 6 種定期契約もしくは第 9 種定期契約（パック）、第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約（J:COM TV My style NEXT、コース I および 12M コースを除きます）、第 13 種定期契約もしくは第 14 種定期契約（スマートお得プラン EX）、第 15 種定期契約（In My Room スマートお得プラン EX）、第 17 種定期契約もしくは第 18 種定期契約（スマートセレクト EX）、第 19 種定期契約もしくは第 20 種定期契約（スマートお得プラン）、第 21 種定期契約（In My Room スマートお得プラン）、第 22 種定期契約もしくは第 23 種定期契約（スマートセレクト、12M コースを除きます）、または当社が別に定めるプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM

PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）、または当社が別に定めるプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービスに申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して下記に定める期間、月額利用料から 952 円（税込 1,028 円）を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

定期契約名	適用期間
お得プラン（12M コース）	9 ヶ月
お得プラン（12M コースを除く）	12 ヶ月
スマートお得プラン（12M コース）	9 ヶ月
スマートお得プラン（12M コースを除く）	12 ヶ月
スマートお得プラン EX	12 ヶ月
In My Room スマートお得プラン	12 ヶ月
In My Room スマートお得プラン EX	12 ヶ月
J:COM TV My style NEXT（12M コースを除く）	9 ヶ月
スマートセレクト（12M コースを除く）	9 ヶ月
スマートセレクト EX	9 ヶ月
パック	6 ヶ月
プライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）	3 ヶ月
プライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本キャンペーンに定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 8 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 10 月 29 日から実施します。ただし、料金表に定める定期契約の内、第 29 種定期契約および第 30 種定期契約、第 31 種定期契約は、平成 27 年 11 月 1 日より実施とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 2 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 13 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 2 月 16 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成 31 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税込 2,057 円）とします。

（2）第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は 1G コースの適用について、この改正規定実施の日から準備出来次第実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 10 月 22 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税別）とします。

（2）第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は 2019 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、2019 年 7 月 31 日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくも

のとします。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 11 月 28 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 8 月 17 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 9 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 2 月 4 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から 2023 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税込 2,095 円）とします。

（2）第 5 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 10 月 13 日から実施します。

J:COM NET サービス（2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま）

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 3 月 16 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 5 月 12 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税込 2,095 円）とします。

（2）第 5 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 11 月 23 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 7 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 12 月 1 日から実施します。

（改定料金プランへの移行に関する特約について）

当社は、この改定規定により、「インターネット接続サービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。（以下、この特約のことを「移行特約」といいます。）

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第 27 条の 2 第 4 項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

（実施期日）

この改正規定は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

（東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置）

当社は、本約款 附則 2023 年 4 月 1 日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027 年 3 月 31 日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	料金額
320M コース	1,905 円（税込 2,095 円）

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに 320M コースへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027 年 3 月 31 日まで上記の特別料金を適用します。

- (1) 既に、この改正規定の実施日より前に J:COM TV サービス加入契約約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス契約約款の附則 2023 年 4 月 1 日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。
- (2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。
- (3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

（実施期日）

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。